

新型コロナウイルスに関するお知らせ

感染拡大防止にご協力いただきありがとうございます。日常生活と感染拡大防止対策を両立させていくため、引き続きご協力をお願いします。

がんばろう さいたま！ みんなで取り組もう新しい生活様式

引き続き、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いなど、「新しい生活様式」の実践をお願いします。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

■ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html



今年の冬は、まずはかかりつけ医などに電話で相談を！

発熱など風邪の症状がある場合は

かかりつけ医など、
地域の身近な医療機関に
相談しましょう。



受診の前に
必ず電話で医療機関に
連絡してください。

※医療機関により、感染症予防のために診察の時間帯や場所を分けている場合があります。

相談する
医療機関に
迷うときは

帰國者・接触者相談センター

■ 782・5225【日曜日を除く、9時～17時】、**FAX 782・5278**
■ 840・2220【8時30分～17時15分】、**FAX 840・2230**



窓口などの接触機会をなるべく避けましょう

■電子申請・届出サービスをご活用ください

自宅や職場などのパソコンやスマートフォンから、各種申請や届出を行うことができます。
利用可能な手続きについては、市ホームページをご覧ください。



問合せ | 情報政策部 ■ 829・1103、**FAX 829・1969**

■証明書などの取得はコンビニエンスストアをご利用ください

マイナンバーカードを所持している方は、住民票、戸籍、印鑑証明書、最新年度の個人市民税・県民税の証明書を、コンビニエンスストアで取得できます。詳しくは、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付(コンビニ交付)のホームページをご覧ください。



問合せ | 区政推進部(住民票、戸籍、印鑑証明書) ■ 829・1833、**FAX 829・1992**
税制課(個人市民税・県民税の証明書) ■ 829・1159、**FAX 829・1986**

■市税の相談は電話やメールをご利用ください

市税の相談先やメールでの問合せについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。
なお、市税に関する申告・申請は、一部を除き郵送でも行うことができます。



問合せ | 税制課 ■ 829・1159、**FAX 829・1986**

市報さいたま11月号に掲載しているイベント情報などは、新型コロナウイルスの影響により、変更となる場合があります。詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。



妊婦の方に新型コロナウイルスの検査費用を助成します

対象者	次の全てを満たす妊婦 ▶7月1日～令和3年3月31日に、新型コロナウイルスの検査を受けた ▶検査日時点で本市に住民登録がある、又は里帰り中 ※事前にかかりつけの産婦人科へ相談してください。詳しくは、市ホームページでご覧になれます。	
対象となる検査	次の全てを満たす検査 ▶出産予定日から2週間程度前に受けた ▶発熱など、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がない方が受けた ▶鼻咽頭ぬぐい液か唾液を検体としたPCR検査、LAMP検査又は抗原定量検査 ※簡易キットによる抗原検査は対象外です。	
助成限度額	2万円 ※1人につき検査1回分のみです。	
問合せ	地域保健支援課 840・2208、FAX 840・2229	



高齢者インフルエンザ定期予防接種を無料で実施しています

場所	市内実施医療機関 ※事前に医療機関へ相談してください。詳しくは、市ホームページでご覧になれます。	
対象	本市に住民登録がある、次のいずれかの方 ▶65歳以上 ▶60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器などに極度の障害がある	
回数・費用	1回 無料 ※市報さいたま10月号では1回1,600円とお知らせしましたが、無料で受けられることになりました。	
実施案内	各区保健センター、各支所・市民の窓口、各公民館などで配布中	
問合せ	各区保健センター ※保健センターの電話番号・ファックス番号は区版の5ページに記載しています。	



「インフルエンザ予報」の実証実験を行います

11月下旬～令和3年3月中旬(予定)に、4週間先までのインフルエンザの流行状況をお知らせする「インフルエンザ予報」の実証実験を行います。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問合せ 未来都市推進部 829・1329、FAX 829・1997



不当な差別や偏見を無くしましょう

新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者、医療従事者に対する誤解や偏見に基づく差別は許されることではありません。公的機関が提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。不当な差別、偏見、いじめなど、困ったことがあれば一人で悩まずご相談ください。

新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者、医療従事者に対する誤解や偏見に基づく差別は許されることではありません。公的機関が提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。不当な差別、偏見、いじめなど、困ったことがあれば一人で悩まずご相談ください。	
相談電話	みんなの人権110番 0570・003・110 子どもの人権110番 0120・007・110 女性の人権ホットライン 0570・070・810 外国語人権相談ダイヤル 0570・090・911

問合せ 人権政策・男女共同参画課 829・1132、FAX 829・1969



10月15日時点の情報をもとに作成しています。

個人向け 経済的な問題で生活にお困りの方



給付 住居確保給付金

離職等により住居を喪失又はその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を家主等に直接支給します。

相談受付 | 月～金曜日【祝・休日を除く】9時～17時

問合せ | 生活自立・仕事相談センター(各区福祉課内)



給付 傷病手当金

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者で、令和2年1月1日～12月31日に新型コロナウイルスに感染した、又は発熱などの症状で感染が疑われ、会社等を休んだことで給与収入が得られなかった方を対象に、傷病手当金を支給します。

問合せ | 各区保険年金課

貸付 生活福祉資金貸付制度における特例貸付

休業等により収入が減少した世帯を対象に、貸付制度の特例措置を実施しています。※感染拡大防止のため、電話で相談を受け付けています。また、貸付の審査、決定には一定の期間を要します。なお、貸付できない場合もあります。

予約受付 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～16時

問合せ | 市社会福祉協議会(新型コロナウイルス関連生活福祉資金特例貸付相談・受付センター)

TEL 050-5491-0234

FAX 755-9528



給付 ひとり親世帯臨時特別給付金

種別	対象	手当額
基本給付	①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方 ②公的年金等を受給しており、2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方 ③新型コロナウイルスの影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方 ※②・③は申請が必要です。なお、①は支給済みです。	1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
追加給付	基本給付対象者①・②に該当する方のうち、新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、収入が減少した方 ※申請が必要です。	1世帯5万円

問合せ | ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター
TEL 0120-776-611

市税、各種保険料、公共料金などの猶予・減免・控除

新型コロナウイルスの影響により、納付や支払いが難しいときは、申請などによって減免等を受けられる場合があります。

種別	内容	問合せ
市税等	市税等の猶予 事業等に係る収入が大幅に減少(前年同期比で概ね20%以上)するなど一定の要件を満たした場合、無担保かつ延滞金なしで、1年間徴収猶予します。	各市税事務所納税課 北部 TEL 646-3081、FAX 646-3121 南部 TEL 829-1732、FAX 829-1964
	固定資産税・都市計画税の軽減 厳しい経営環境にある中小事業者などを対象に、令和3年度分の固定資産税・都市計画税を軽減します。	固定資産税課 TEL 829-1576、FAX 829-1986
	軽自動車税の軽減 購入時に支払う環境性能割を軽減する特例措置を令和3年3月31日まで延長します。	市民税課 TEL 829-1913、FAX 829-1986
	個人市民税等の控除 寄附金控除 中止や延期などとなった一定のイベントについて、払戻しを受けなかったチケット代金等を個人市民税等の寄附金控除の対象とします。 住宅ローン控除 住宅建設の遅延などにより、令和2年12月末までに入居ができなかった場合でも、3年12月末までに入居するなど、一定の要件を満たすときは同等の控除を受けられます。	
各種保険料(税)	国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免・猶予 一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免します。	各区保険年金課
	一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免・納付猶予します。	
	国民年金保険料の免除・猶予 次の全てを満たす方を対象に、免除・納付猶予します。 ▶令和2年2月以降に収入が減少した ▶令和2年の所得が、全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例に該当する水準になることが見込まれる ※申請には所得の申立書(臨時特例用)の添付が必要です。また、学校側の都合で在学証明書などが添付できない場合でも、学生納付特例の申請を受け付けます。	各年金事務所 大宮 TEL 652-3399、FAX 652-4700 浦和 TEL 831-1638、FAX 833-7019 春日部 TEL 737-7112、FAX 737-7039 各区保険年金課
公共料金	介護保険料の減免・猶予 事業収入等が減少(前年の30%以上)するなど、一定の要件を満たす方を対象に、減免・納付猶予します。	各区高齢介護課
	水道料金・下水道使用料の猶予 支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。	水道局電話受付センター TEL 665-3220、FAX 665-5536 各水道営業所 北部 TEL 714-9905、FAX 653-0089 南部 TEL 714-9916、FAX 832-2899
	その他の公共料金 支払いが困難な場合は、各事業者へ相談してください。	各電気・ガス・電話など加入・契約している事業者

事業者向け 中小企業などの経営等にお困りの方



持続化給付金

感染拡大により特に大きな影響を受けている事業者を対象に、事業全般に広く使える給付金を支給します。

問合せ 持続化給付金事業コールセンター

☎0120・279・292

【土曜日、祝・休日を除く、8時30分～19時】

※8月31日までに申請した方は、☎0120・115・570へ。

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

事業者が労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。※各助成金の申請費用を補助します。詳しくは、14ページをご覧ください。

問合せ 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金

コールセンター ☎0120・60・3999

ハローワーク 大宮 ☎667・8609、浦和 ☎832・2461

家賃支援給付金

売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

問合せ 家賃支援給付金コールセンター

☎0120・653・930

【土曜日、祝・休日を除く、8時30分～19時】

小規模事業者持続化補助金(事業再開枠)

小規模事業者持続化補助金の交付を受ける事業者を対象に、業種別ガイドラインなどに基づく、消毒や間仕切り、体温計購入等の感染防止対策の経費について、50万円を上限に補助します。

問合せ 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局

☎03・6447・2389(一般型)

【土・日曜日、祝・休日を除く、9時30分～17時30分】

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金(賃借人)

感染症拡大により売上が減少した県内テナント事業者(中小企業・個人事業主など)を対象に、支援金を支給します。

問合せ 県中小企業等支援相談窓口

☎0570・000・678【9時～18時】

生産性革命推進事業効果促進補助金

国が行う「ものづくり補助金」、「IT導入補助金」、「小規模事業者持続課補助金」の交付を受ける市内の事業者を対象に、自己負担額の一部を補助します。

問合せ 経済政策課 ☎829・1362、Fax 829・1944

緊急特別資金融資(新型コロナウイルス対応)

新型コロナウイルスの影響を受けた市内事業者を対象に、利率年0.7%、8,000万円を上限に融資の申込みを受け付けます。

中小企業小口資金融資、創業支援資金融資の制度見直し(利率の引き下げなど)

市内中小企業者や創業者の資金調達を支援するため、利用しやすい制度への見直しを行いました。

【中小企業小口資金融資】利率を年1.2%から0.6%に引き下げました。また、既往債務を借換可能にしました。

【創業支援資金融資】利率を年0.8%から0.6%に引き下げました。

経営・金融特別相談窓口

新型コロナウイルスに関する事業者向けの相談受付や金融支援を行っています。また、中小企業者の資金繰り支援のため、緊急特別資金融資やセーフティネット保証・危機関連保証認定申請を受け付けています。

相談受付 月～金曜日【祝・休日を除く】8時30分～17時

問合せ (公財)市産業創造財団 経営相談(事前予約制) ☎851・6652、Fax 851・6653

融資申込・金融相談 ☎851・6391、Fax 851・6392



新型コロナウイルス感染症対策のための寄附を受け付けています

新型コロナウイルスの感染拡大防止や、影響を受けている方への支援、事業者への支援など、本市独自の施策を推進するために活用させていただきます。

問合せ 財政課 ☎829・1155、Fax 829・1974



新型コロナウイルスに関する最新情報は、市ホームページをご覧ください。
また、テレビ埼玉のデータ放送でも市からのお知らせをご覧いただけます。



詳しくは、各問合せへ。

10月15日時点の情報をもとに作成しています。